

平成30年 6 月臨時会

## 宮古地区広域行政組合議会会議録

平成30年 6 月 27 日 開会

平成30年 6 月 27 日 閉会

宮古地区広域行政組合



宮古地区広域行政組合告示第14号

平成30年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年6月20日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

- 1 期 日 平成30年6月27日（水）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
  - （1）財産の取得に関し議決を求めることについて
  - （2）財産の取得に関し議決を求めることについて
  - （3）宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて



平成 30 年 6 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 30 年 6 月 27 日（水曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めること  
について

出席議員（１３名）

|     |     |       |     |     |       |
|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| １番  | 合 砂 | 丈 司 君 | ２番  | 木 村 | 誠 君   |
| ３番  | 八重樫 | 龍 介 君 | ４番  | 黒 沢 | 一 成 君 |
| ５番  | 伊 藤 | 清 君   | ６番  | 高 橋 | 秀 正 君 |
| ７番  | 畠 山 | 昌 典 君 | ８番  | 畠 山 | 拓 雄 君 |
| ９番  | 落 合 | 久 三 君 | １０番 | 尾 形 | 英 明 君 |
| １１番 | 阿 部 | 吉 衛 君 | １２番 | 菊 地 | 大 君   |
| １３番 | 藤 原 | 光 昭 君 |     |     |       |

欠席議員（０名）

説明のための出席者

|                   |             |   |   |     |     |
|-------------------|-------------|---|---|-----|-----|
| 管 理 者             | 宮 古 市 長     | 山 | 本 | 正   | 徳 君 |
| 副 管 理 者           | 宮 古 市 副 市 長 | 佐 | 藤 | 廣   | 昭 君 |
| 事 務 局 長           |             | 鈴 | 木 | 登 志 | 美 君 |
| 総 務 課 長           |             | 山 | 本 | 克   | 明 君 |
| 施 設 課 長           |             | 田 | 中 |     | 晋 君 |
| 施 設 課 主 幹         |             | 坂 | 本 | 好   | 治 君 |
| 消 防 長             |             | 沢 | 田 | 達   | 雄 君 |
| 消 防 次 長 兼 消 防 課 長 |             | 上 | 沢 |     | 隆 君 |
| 総 務 課 長           |             | 畠 | 山 |     | 毅 君 |
| 指 令 課 長           |             | 和 | 山 | 勝   | 富 君 |

議会事務局出席者

|   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|-------|
| 書 | 記 | 山 | 崎 | 祥 君   |
| 書 | 記 | 盛 | 合 | 龍 司 君 |

---

◎開 会

○副議長（尾形英明君） ただいままでの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより平成30年 6 月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

---

◎仮議席の指定

○副議長（尾形英明君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

◎選挙第 1 号 議長の選挙

○副議長（尾形英明君） 日程第 2、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（尾形英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（尾形英明君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に藤原光昭君を指名いたしたいと思います。

ただいま副議長において指名いたしました藤原光昭君を議長の当選人と定めることについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（尾形英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤原光昭君が議長に当選されました。

藤原光昭君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第 2 項の規定により告知します。

藤原君にご挨拶をお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 宮古市議会選出の藤原でございます。この場到大変懐かしく思っ  
て、立たせていただいております。

ただいま、議長就任に当たりまして、尾形副議長より指名をいただき、また広域議会議員の皆様方のご賛同を賜り議長に就任することになりました。この上ない光栄と感謝でいっぱいでございます。同時に責任の重さを痛感をいたしてございますが、議長の職責を果たすことができるよう、一生懸命努力いたしたいと思っておりますので、議員各位の一

層のご指導とご鞭撻、ご協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

現在、組合の一般廃棄物処理業務におきましては、資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、一般廃棄物処理施設の安定的、効率的な運営と住民の生活環境と自然環境を保持しながら継続していくことが重要と考えてございます。また、消防業務におきましては、近年、各地における大災害の続発を背景に、住民の消防行政に対する期待は高まる一方で、少子高齢化や人口減少時代の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化をいたしており、消防行政全体にわたって積極的な対応が求められております。これらの需要に的確に対応するため、消防力の整備を推進するとともに、広域的な視野に立ち、地域防災力の強化が重要な課題とも認識をいたしてございます。

管理者である山本市長、副管理者の佐藤副市長を初めとし、事務局、消防職員の皆様とともに、地域住民サービスの向上に努め、安心・安全、快適に暮らせる共通の目的に向けて、連携を図っていただければと考えておるところでございます。

誠心誠意、最善の努力を尽くし、円満で活発な議会運営を目指してまいりたい、このように考えておりますので、どうぞご指導、ご助言をお願いを申し上げる次第でございます。

以上を申し上げまして、宮古地区広域行政組合議長就任に当たり、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（尾形英明君） それでは、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議長（藤原光昭君） これより日程に従いまして議事を進行してまいります。

---

#### ◎議席の指定

○議長（藤原光昭君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

なお、申し合わせ事項により、議長は最終議席となっておりますので、私の議席を13番に指定をいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（藤原光昭君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、阿部吉衛君、12番、菊地大君を指名をいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（藤原光昭君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

---

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤原光昭君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条1項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に、宮古市選出の落合久三君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した落合久三君を議会運営委員会委員とするにことに決定いたしました。

委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長は、委員会を開き互選することになっております。

直ちに委員会を開いて、委員長を互選をし、議長に報告願います。

開催場所は、委員会室を指定いたします。

委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後 1時12分休憩

午後 1時16分再開

○議長（藤原光昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長を報告をいたします。

委員長に落合久三君が選任されましたので、ご報告いたします。

それでは、管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、宮古地区広域行政組合議会6月臨時会の開会にあたりまして、管理者として一言ご挨拶と、組合の近況についてご報告をさせていただきます。

まずもって、宮古市議会議員選挙の改選に伴い、木村誠議員、伊藤清議員、高橋秀正議員、落合久三議員及び藤原光昭議員の5名の方々が、当組合の議会議員に就任されたことに対し、歓迎とお祝いを申し上げます。また、ただいま藤原光昭議員が議長にご就任をされたことに対し、お祝いを申し上げます。今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、当組合が実施しております共同処理事務の近況について、報告をさせていただきます。

はじめに、一般廃棄物の適正処理についてでございます。

当組合では、資源循環型社会の形成に向けた取り組みとして、排出抑制によるごみの

減量化とリサイクルの推進を基本的な施策と位置付けております。そのため、関係機関、住民及び事業者と連携協力し、一般廃棄物の減量化や分別収集による再資源化、効率的な施設の運営管理を推進するとともに、計画的な施設整備を実施してきたところでございます。今後とも、当組合と構成市町村それぞれの役割分担のもと、住民及び事業者と連携協力しながら、宮古広域圏における一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

次に、消防事務について報告をさせていただきます。

消防事務につきましては、火災予防、警防をはじめ、救急救助及び災害対策など、広範囲に及ぶもので、民生の安定、地域住民の安全確保という重要な使命を担っておるところでございます。

近年は大規模な林野火災、地震や風水害などの自然災害が全国各地で多発し、これまでに以上に地域の安全を守る消防への住民期待が高まっております。安心して暮らせるまちづくりのため、構成市町村をはじめ、防災関係機関との連携を保ちながら、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、人材育成の充実を図ってまいります。

また、消防車両等の更新、拠点施設の整備を行い、消防防災体制の一層の充実に努めてまいります。

以上、宮古地区広域行政組合の近況を報告をさせていただきました。

これら共同処理事務の適正な推進にあたりましては、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私からの挨拶とさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第7、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

沢田消防長。

○消防長（沢田達雄君） 議案集の1－1ページをお開き願います。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得する財産でございますが、救助工作車Ⅱ型1台で、取得予定価格は税込み額1億1,545万2,000円でございます。

取得の方法は、買い入れをするものでございます。

契約の相手方は、5月28日、5者による指名競争入札の結果、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号、名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、鈴木茂夫と契約をしようとするものでございます。

落札率は98.74%でございます。

また、本契約後、完成検査を含めて、平成31年3月15日を納期限としております。  
参考資料として、1－2ページに概要を記載しておりますので、ご参照願います。  
以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年6月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する救助工作車Ⅱ型の買い入れをしようとするものである。  
これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） なしと認めます。

これをもちまして、質疑終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第8、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

沢田消防長。

○消防長（沢田達雄君） 議案集の2－1ページをお開き願います。

議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得する財産でございますが、高規格救急自動車1台で、取得予定価格は税込み額で2,079万円でございます。

取得の方法は、買い入れをするものでございます。

契約の相手方は、5月29日、2者による随意契約の結果、住所、岩手県宮古市太田二丁目1番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、安部忍と契約をしようとするものでございます。

落札率は99.09%でございます。

また、本契約後、平成31年1月25日を納期限としております。

参考資料として、2－2ページに概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年6月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買い入れをしようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 救急車ですけど、過去の事例であれば、中に積載する医療機器を込みで議案に諮っていたと思うんですけども、それで3,000幾らとか、そういう金額だったように思うんですけども、今回、車両のみを議案として上げて、中に乗っている高度救命処置用資機材はまた別口で買い入れとなっているんですが、この理由はどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 今回、高規格救急自動車につきましては、今回初めて議決が必要な案件として、議会のほうに上程するものでございます。車両価格が2,000万を超えるということで、議会の議決が必要な案件ということになります。別契約としました高度救命用資機材につきましては、いわゆるその旧薬事法の規定によりまして、この法律の許可を受けている者でなければ販売することができないという規定がございますので、今回、車両の指名をした業者につきましては、この許可を得ていないということで、別の専門業者と契約をするものでございます。

○議長（藤原光昭君） 4番、黒沢一成議員。

○4番（黒沢一成君） 議決案件として出るのは今回が初めてということで、私の思い違いのようです。全協で説明されたのを、そのまま勘違いしていたのかと思います。その点については、謝罪します。

今回はこの車両のメーカーは、薬事法ですか、その関係で医療の資機材とは別ということなんですけれども、今後もこの形でいくんでしょうか。それとも、中身を売っているのも一緒にするということもあるんでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） その購入の都度、納入、販売できる業者というのは調査いたします。その段階で一括して発注することが有利な状況にあれば、そのような発注の

仕方をすることになると思いますけれども、現在のところ、管内の業者においては、車両の自動車メーカーについては、高度救命用資機材の販売をすることができないというような状況になってございます。

○４番（黒沢一成君） 了解しました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、質疑終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第９、議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、山本市長。

○管理者（山本正徳君） 議案集の３－１ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて説明をさせていただきます。

議案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、宮古地区広域行政組合同規約（昭和48年岩手県指令地第110号）第13条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、岩手県宮古市西ヶ丘四丁目４番９号、氏名、中村俊政、生年月日、昭和30年１月28日。

平成30年６月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

なお、議案集３－２ページ、３－３ページに、略歴書及び宮古地区広域行政組合同規約の抜粋を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

○議長（藤原光昭君） これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉 会

○議長(藤原光昭君) これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時35分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 藤原 光昭

署 名 議 員 阿部 吉衛

署 名 議 員 菊地 大